

保護者様

感染症の登園について

認定こども園 ほたるこども園

集団保育の中で、「感染症にかかったお子様の健康を守るため」及び「他のお子様の健康を守るため」に、病気によっては登園を遠慮していただく場合があります。

医師の診断及び治療を受け、病気が治癒し、または他の園児にうつす恐れがなくなりましたら医師より下記の「登園許可証明書」を記入してもらい、切り取って保育園に提出して下さいますようよろしくお願い致します。

[感染症]

インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 風疹（三日はしか） 水痘（みずぼうそう）

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 咽頭結膜炎（プール熱・アデノウイルス）

流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎 溶連菌感染症 RS ウィルス

マイコプラズマ肺炎 感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス）

※溶連菌感染症、RS ウィルス、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎に関して厚生労働省では必ず登園許可書があるものではないとなっておりますが、当園ではお子さんの健康、集団感染予防のことを考え、登園許可書が必要になります。

[その他の感染症] ※流行の大きさや合併症の発生、症状により登園許可書を提出していただく事があります。

手足口病 ヘルパンギーナ 伝染性膿痂症（とびひ） 伝染性紅斑（りんご病）

----- きりとりせん -----

専門医様

現在罹っている病気が治癒し、または他の園児にうつす恐れがなくなりましたら、保護者に「登園してもよい」ことをお伝えいただき、下記の「登園許可証明書」にご記入をお願いします。

お手数かけますがよろしくお願い致します。

登園許可証明書

組 氏名

病名

上記疾病により療養中でしたが治癒し、または他の園児に感染の恐れはないと思われますので、平成 年 月 日から登園してもよいことを証明します。

《登園後の注意事項》

平成 年 月 日

医療機関
医師